

公益活動促進のための基本的方針

平成 1 4 年 3 月

【平成 16 年 4 月改訂】

【令和 6 年 3 月改訂】

池 田 市

目 次	
はじめに	1
I 総 論	
1 公益活動の定義	2
2 公益活動促進の意義	2
(1) 市民の自治意識の高まりへの対応	
(2) 多様な市民ニーズへの対応	
(3) 地域における新たな社会経済活動の主体	
3 公益活動と行政との関わり方	3
(1) 支援にあたっての基本理念	
(2) 市民協働にあたっての基本理念	
II 各 論	
1 協働事業提案制度	4
(1) 目的・趣旨	
(2) 手続等	
(3) 地域分権制度との関係	
2 池田市立市民活動交流センター	5
(1) 設置の趣旨	
(2) 事業	
3 助成制度	5
(1) 基金の設置	
(2) 助成金の交付	
4 庁内体制の整備等	6
(1) 市民協働推進員の設置	
(2) 市民協働推進員の役割	
(3) 職員による公益活動への参加	
(4) 池田市公益活動促進検討委員会	
おわりに	7
資 料	
○ 池田市公益活動促進に関する条例	(1)
○ 池田市公益活動促進に関する条例施行規則	(5)
○ 公益活動促進に関する基本的方針（素案）に対する意見	(12)
○ 市民公益活動促進に関する提言（平成12年10月）	(14)

公益活動促進のための基本的方針

はじめに

本市では、平成11年11月に企業や団体、市民の代表からなるボランティア市民会議が発足し、行政による市民公益活動団体への支援のあり方や活性化のための環境整備についての検討がなされ、平成12年10月に「市民公益活動促進に関する提言」がとりまとめられた。この提言を踏まえ、平成13年3月に「池田市公益活動促進に関する条例」（以下「条例」という。）が制定された。

この条例は、池田市公益活動促進協議会の設置やマッチング・ギフト方式の池田市公益活動促進基金の設置など先駆的な取り組みが盛り込まれたものであったが、その運用に際し、個々の施策を実効性のあるものとするためには、公益活動の促進に関する理念を全庁的に共有する必要があったため、「市は、公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、公益活動の促進に関する基本的な方針を策定するものとする。」との条例第8条第1項（条例制定当時）の規定に基づき、平成14年3月にこの「公益活動促進のための基本的方針」が策定された。

しかしながら、条例施行から約20年が経過し、その間、NPO法の数次に渡る改正や公益法人制度改革など公益活動をめぐる様々な制度環境が整備されてきた中、当初の条例に規定する施策の枠組みを大きく変えずに踏襲してきた本市の仕組みでは、新たな時代の要請や市民ニーズに十分に応えにくくなってきた。

そのため、令和2年9月に「池田市公益活動促進施策の今後の在り方」について池田市公益活動促進検討委員会に諮問。得た答申を基にして、本市は令和3年6月に条例の全部改正（令和4年4月施行）を行った。この改正により、これまで支援の中心としていた登録制度を廃し、幅広い主体を対象とする新たな公益活動促進及び市民協働推進の施策を実施することとなった。

これらを受けて、本方針もその内容の改訂を行うものである。

この方針は、「Ⅰ 総論」と「Ⅱ 各論」の二部構成としている。「Ⅰ 総論」では、公益活動促進のために必要な一般的理念を確認し、「Ⅱ 各論」では、協働事業提案制度や助成制度等個別の制度の運用に際しての基本的方針を明らかにしている。

令和6年3月

I 総 論

1 公益活動の定義

公益活動は、一般的には、自発性（自主性）、非営利性、公益性（公共性）を有する活動と言われている。条例第2条第2号では、「市民が市内で行う自発的かつ自立的な活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」で営利目的の活動や宗教的・政治的・反公共的活動等を除いたものと定義している。

これらの定義にはある程度の抽象性があるため、個々の活動が公益活動に該当するかどうかの判断は、社会情勢の変遷とともに移り変わる可能性がある。ただし、「公益活動」の概念は限定的に捉えるべきでなく、より幅広く捉えるべきものである。すなわち、以下にも述べるとおり、公益活動は将来の社会において重要な役割を担うものとして飛躍的に成長することが見込まれる領域であるため、多様な主体が行う活動を公益活動と捉え、行政による支援や行政との協働の対象としていく必要がある。

2 公益活動促進の意義

公益活動は、少子・高齢化、情報化、国際化の進展など、近年の社会経済構造が大きく変化し、市民の意識が物質的な豊かさから心の豊かさを追求する傾向が強まるなかで成長を始め、新しい社会システムを構築するために重要な役割を果たすものと期待されているが、このような公益活動を行政として促進していくことには、以下のような意義がある。

（１）市民の自治意識の高まりへの対応

市民社会の成熟に伴い、選挙における投票行為を代表とする従来 of 社会参加では満たされない、市民の自治意識が高まってきている。このような市民の意識に対応し、多様な社会参加を実現する場としての公益活動を促進することにより、活力あるまちづくりの実現が期待される。

（２）多様な市民ニーズへの対応

社会経済構造が大きく変化するとともに市民からの行政に対するニーズが多様化し、既存のシステムでは十分な機能を発揮しえなくなっているが、公益活動は、その柔軟性、迅速性、多様性に伴う個別性などの特長により、行政や企業では十分に対応しきれない分野でその力を効果的に発揮することができる。また、公益活動の発展により、市民・企業・行政の役割分担が再認識され、行政が真に責任を持つべき領域が明らかになることから、行政運営の効率化に資することが期待される。

(3) 地域における新たな社会経済活動の主体

公益活動は、上記(1)及び(2)のような特性から、今後、量的にも質的にも発展することが見込まれる。このことは、地域における新たな経済活動の主体として、雇用の創出等により地域の活性化をもたらし、いきいきとしたまちづくりにつながるものと期待される。

3 公益活動と行政との関わり方

(1) 支援にあたっての基本理念

条例第3条第2項は、「市が公益活動を支援するに当たっては、その公益活動の自主性及び主体性を尊重するとともに、支援の内容及び手続について、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない」と規定している。行政による公益活動の支援には、財政的支援、情報の提供、施設の提供等の形態がありうるが、行政による公益活動の促進は新たな社会システムの構築のためにも意義があり、公益活動を行うものの多くが人的にも物的にも小規模であることに鑑みれば、行政が一定の支援を行うことが必要である。

ただし、行政による過度の支援は、公益活動を行うものの自主性、主体性を損ない、公益活動の本来の特性を失わせるおそれがあることから、厳に慎まなければならない。支援にあたっては、その支援形態を問わず、行政からの支援方策にかかる情報提供は行うにしても、公益活動を行うものからの自主的な働きかけを待って支援を行うことが必要である。

また、支援の手続や基準を事前に公開し、支援の結果を事後にも公表し、透明性の高いものとするにより、その内容の公正性と公益活動を行うものの間の公平性を担保する必要がある。

(2) 市民協働にあたっての基本理念

市民協働は、条例第2条第4号において「市民が市と協力し、又は市民と市民が協力し、共通の目標に向かって、相互に信頼しながら公益活動を行うこと」と定義しており、さらに同第3条第3項で「市民協働は、市民及び市がそれぞれの役割を認識し、市民協働を行うに当たって必要な情報を共有し、並びに互いの自主性を尊重し、対等の関係で行われなければならない」と規定している。

住民福祉の向上、まちづくりなど、行政と公益活動を行うものが協働しうる領域やその手段は多様であるが、どのような場合であっても、両者が対等の関係であることが前提となる。そのためには、行政による過度の介入や負担の押しつけのないよう、行政の側の自制が求められる。ただし、行政と公益活動を行うものとは自ずから特性が異なるものであり、形式的な対等性を強調するあまり、行政の持つノウハウ等が公益活動を行うものに円滑に提供されないことのないよう留意する必要がある。

Ⅱ 各 論

1 協働事業提案制度

(1) 目的・趣旨

条例第9条において、市民協働による事業の提案について規定している。多様な主体との市民協働による事業の推進を図るため、市民から市民協働により実施することのできる事業の提案を受けつけるとともに、市長からも市民に対し市民協働により実施することができる事業の提案を行うという、市民発と市発の双方向性を備えた制度となっている。提案の対象となる事業は、市が現に実施している事業、又は今後実施し得る（実施を予定する）事業である。

(2) 手続等

市民からの提案は、協働事業提案書等を提出することにより、関係部局において法令等の整合性、実現可能性、費用対効果などの審査を行い、市民協働が必要であると認められる事業については必要な措置を講じることとなる。また一方で、市長が提案した事業を市民協働により実施することを希望する市民は、実施希望申出書等を提出することとなる。

なお事業実施後はその成果について、評価を行うものである。

(3) 地域分権制度との関係

本市では平成19年度より「自分たちのまちは自分たちでつくろう」をスローガンに地域分権制度が推し進められている。地域分権制度は、池田市地域分権の推進に関する条例において「暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的」として、「地域社会において、そこで暮らす市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことにより、地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図り、もって地域社会の活力の増進、生活環境の改善及び教育、文化、福祉等の向上に寄与することを基本理念」に「地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図るために実施する必要がある事業について、それぞれの地域は市に対し提案する権利を有すること及び市はその提案に基づき予算上の措置その他必要な措置を講ずる責務を負うこと」と規定されており、地域住民によって構成される地域コミュニティ推進協議会が「その地域内において実施する必要がある事業を市に提案することができる」と定められている。

また同制度において地域コミュニティ推進協議会は、自らの提案に基づく実動部隊としての機能も有しており、市からの補助金をもとに数々の事業を自分たちの手で展開してきている。

地域分権制度は「協働提案事業制度」とは別の制度ではあるが、「市への提案」

という同様の手法を通じて、各地域における市民協働の推進に積極的な役割を果たしてきているものであり、今後さらに様々な分野における多様な主体の活動との連携が期待されるものである。

2 池田市立市民活動交流センター

(1) 設置の趣旨

公益活動の促進に関する施策として条例第8条第1項第2号に定める公益活動を促進するための施設整備その他環境整備に関して、「公益活動その他市民の多様な活動を促進し、並びに幅広い世代の市民が集い、及び交流するための施設」として池田市立市民活動交流センター（以下「交流センター」という。）が、令和4年6月に開設された。

それまで、平成12年10月の「市民公益活動促進に関する提言」において各団体の活動の場所が必要とされたことを受け、本市の公益活動を促進する施設として池田市立公益活動促進センターが設置されてきたが、公共施設の集約化に伴い令和4年5月末をもって廃止され、当該機能は交流センターに引き継がれたものである。

(2) 事業

交流センターは、指定管理者による管理・運営が行われており、市民が集い交流する場の提供だけでなく、公益活動に係る情報の収集及び提供、助言及び応談、人材育成、広報及び普及、さらには市民協働の推進といった事業を行うことが池田市立市民活動交流センター条例において規定されている。これらは本来、中間支援組織に求められる役割でもある。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るための制度であり、交流センターの指定管理者には、地域団体支援、他の中間支援組織との連携、NPO法人設立相談支援など、まさしく中間支援組織としての能力の発揮が期待されるところである。

3 助成制度

(1) 基金の設置

条例第12条は、公益活動促進に要する経費に充てるための基金設置を規定している。具体的には、基金とその運用益は、公益活動に対しての助成金の交付等に充てられる。

本市独自の制度として、公益活動促進のために市及び中間支援組織（市長の指定するものに限る。）に贈られた寄付金の額と同額を市が支出し、基金に積み立てるマッチング・ギフト方式を採用している。このマッチング・ギフト方式は、市民が市の一般財源の使途に直接関与できる意義を有するものであり、今

後も市民への周知を進め、その活用を積極的に図る必要がある。

(2) 助成金の交付

池田市公益活動助成金制度は、市民が公益活動を行うに当たって、市がその活動を支援することで、公益活動のさらなる活性化及び公益活動を行うものの自立を図ることを目的としており、助成金の交付手続等については、要綱で規定される。助成金には二つのコースがあり、各市民の実情に応じた形での支援を可能としている。書類審査のみの活動支援コースと、書類審査に加え公開プレゼンテーションを行う発展支援コースに分かれており、それぞれ助成限度額や助成金を受け取れる回数などが定まっている。なおこの助成金は、池田市公益活動促進基金を原資として運用している。

4 庁内体制の整備等

(1) 市民協働推進員の設置

条例第8条第2項に定める、公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための市の組織内における体制の整備として、各部署における市民協働の推進を図るため、各部署より選任された課長以上の職にある者で市民協働推進員を設置する。

(2) 市民協働推進員の役割

市民協働推進員の役割は、所属する部局内における市民協働により実施することができる事業の把握及び市民協働の推進に係る職員の意識の醸成、その他市民協働に関する庁内の連絡調整である。

(3) 職員による公益活動への参加

職員は、勤務時間外は、一個人として公益活動に参加する自由が保障され、任意の公益活動を行う団体の構成員となることも可能である。行政による公益活動を行う団体への過度の介入は許されないが、職員が行政経験により得た識見等は、地域社会に積極的に還元すべきであり、個人としても積極的な公益活動への参加が期待される。

そのような職員の活動を支援するものとしてボランティア休暇制度（池田市職員休暇規則第17条）があり、積極的な活用が望まれる。そこで、市は、職員のボランティア休暇の取得状況を公表するものとする。

(4) 池田市公益活動促進検討委員会

条例の目的を踏まえた公益活動の促進の在り方について、市長の諮問に応じ、条例の適正な運用及び見直しについて審議し、答申する池田市公益活動促進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。検討委員会の委員は5人

以内とし、諮問の際に、学識経験を有する者、公益活動の促進に係る識見を有する者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、審議及び答申が終了したときは解嘱される。これまで令和2年9月の市長の諮問に対し、令和3年1月に答申が出されている。

おわりに

「公益活動」や「市民協働」という用語は、その社会や時代によって意味内容が変化していくものである。行政は、その変化に対応しつつも不変の価値を尊重し、公益活動の促進を図っていかなければならない。そのためには、不断の点検と刷新が求められるものであり、条例に定める「暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、これを将来に引き継ぐ」という目的を達成するため、定期的に検討委員会も開催しながら、この基本の方針についても随時見直しを行っていくものとする。

資 料

- 池田市公益活動促進に関する条例 (1)
- 池田市公益活動促進に関する条例施行規則 (5)
- 公益活動促進に関する基本的方針（素案）に対する意見 (12)
- 市民公益活動促進に関する提言（平成12年10月） (14)

池田市公益活動促進に関する条例

平成 13 年 4 月 2 日 条例第 14 号

改正 平成 15 年 1 月 2 日 条例第 25 号

平成 19 年 9 月 28 日 条例第 24 号

平成 20 年 6 月 30 日 条例第 17 号

令和 2 年 3 月 25 日 条例第 5 号

令和 3 年 6 月 24 日 条例第 15 号

令和 3 年 6 月 24 日 条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公益活動の果たす役割の重要性に鑑み、公益活動の促進に関し、基本理念、市民、公益活動を行うもの、中間支援組織及び市の役割、市が行う施策等を定めることにより、公益活動を総合的かつ効果的に促進し、もって暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、これに将来に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業その他の活動を行うものをいう。
- (2) 公益活動 市民が市内で行う自発的かつ自立的な活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもののうち、次に掲げるものの以外のものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主

たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを主

たる目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公共の利益を害するおそれのあるもの

(3) 中間支援組織 市民と市又は市民と市民を仲介し、公益活動の促進のため必要な支援を行う組織をいう。

(4) 市民協働 市民が市と協力し、又は市民と市民が協力し、共通の目標に向かって、相互に信頼しながら公益活動を行うことをいう。

(基本理念)

第 3 条 公益活動は、その果たす社会的意義について、市民、中間支援組織及び市が十分に理解した上で促進されなければならない。

2 市が公益活動を支援するに当たっては、その公益活動の自主性及び主体性を尊重するとともに、支援の内容及び手続について、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。

3 市民協働は、市民及び市がそれぞれの役割を認識し、市民協働を行うに当たって必要な情報を共有し、並びに互いの自主性を尊重し、対等の関係で行われなければならない。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、地域社会に関心を持ち、公益活動について理解を深め、自らできることを考え、自らの特性を生かしながら、参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(公益活動を行うものの役割)

第 5 条 公益活動を行うものは、その公益活動の有する社会的責任を自覚し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。

第 2 条 寄附等を受けて公益活動を行うものは、その公益活動の内容を利害関係者等に説明するよう努めるものとする。

(中間支援組織の役割)

第 6 条 中間支援組織は、公益活動を促進するため、市民及び市に対して情報の提供、助言及び応談並びに市民と市又は市民と市民の交流の促進を行うよう努めるものとする。

(市の役割)

第 7 条 市は、第 3 条に定める基本理念に基づき、市民及び中間支援組織と協力し、公益活動の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

第 2 条 市は、市民に対し、公益活動を促進するため、積極的に情報の提供を行うよう努めるものとする。

第 3 条 市は、行政機関、教育機関及び中間支援組織と連携して公益活動を促進するものとする。

(市の施策)

第 8 条 前条第 1 項に規定する施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 市職員を含め、市民の公益活動についての意識の醸成に関する施策
- (2) 公益活動を促進するための施設整備その他環境整備に関する施策
- (3) 公益活動に対する支援に関する施策
- (4) 市民協働による事業の推進及び評価に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益活動の促進に必要な施策

第 2 条 市は、前項各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するため、公益活動の促進に関する基本的な方針を策定するとともに、市の組織内における体制を整備するものとする。

(市民協働による事業の提案)

第 9 条 市民は、市が現に実施し、又は今後実施し得る事業のうち、市民協働により実施することのできるものについて、市長に提案することができる。

第 2 条 市長は、市が現に実施し、又は今後実施を予定している事業のうち、市民協働により実施することのできるものについて、市民に提案することができる。

第 3 条 市長は、第 1 項の規定による提案について、審査を行い、市民協働が必要であると認められる事業について必要な措置を講ずるものとする。

(協働提案事業の評価)

第 10 条 市長は、前条第 2 項又は第 3 項に規定する事業で市民協働により実施したもの（以下「協働提案事業」という。）の成果について、毎年度終了後 6 か月以内に評価を行うものとする。

(検討委員会)

第 11 条 第 1 条に規定する目的を踏まえた公益活動の促進の在り方を検討するため、池田市公益活動促進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

第 2 条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の適正な運用及び見直しについて審議し、答申するものとする。

第 3 条 市長は、前項の規定による答申を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

第 4 条 前 3 項に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(基金の設置)

第 12 条 公益活動の促進に要する経費に充てるため、池田市公益活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。
(基金の積立て)

第 13 条 基金として積み立てる額は、公益活動の促進のために贈られた寄附金及び予算に定める額とする。

第 2 条 前項の予算に定める額は、市及び中間支援組織（市長の指定するものに限

る。)に対して、公益活動の促進のために贈られた寄附金の額を基準として、規則で定めるところにより、算定するものとする。

(基金の管理)

第14条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第15条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入し、又は第12条に規定する経費に充てるものとする。

(基金の繰替運用)

第16条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第17条 基金は、第12条に規定する経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(公益活動への助成)

第18条 市は、基金及び基金の運用から生ずる収益を財源として、公益活動に対して、助成をすることができる。

2 前項の助成を受けた公益活動を行うものは、当該助成に係る事業について、活動実績、収支決算等を市長に報告しなければならない。

(情報公開)

第19条 市長は、協働提案事業の実施状況及び評価、基金の運用状況並びに公益活動への助成の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例中登録に関する規定及び第4章の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第27条第2項の規定は、平成14年度の予算から適用する。

附 則 (平成15年12月24日条例第25号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日条例第24号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)

2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例(昭和39年池田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和2年3月25日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月24日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 令和4年度分のこの条例による改正後の第30条第1項に規定する助成に係る手続は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。

附 則（令和3年6月24日条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

池田市公益活動促進に関する条例施行規則

平成13年4月27日規則第29号

改正 平成16年1月22日規則第2号

平成17年3月31日規則第27号

平成19年10月1日規則第51号

平成21年3月31日規則第18号

平成28年3月30日規則第19号

令和2年3月27日規則第11号

令和4年3月31日規則第28号

令和4年5月25日規則第49号

令和5年3月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市公益活動促進に関する条例（平成13年池田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（市民協働による事業の提案）

第2条 条例第9条第1項の規定により自らが市民協働（条例第2条第4号に規定する市民協働をいう。以下同じ。）により行おうとする事業を市長に提案しようとする市民（条例第2条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）は、協働事業提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 協働事業提案書概要書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第9条第2項の規定による提案は、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

3 条例第9条第2項の規定により市長が提案した事業を市民協働により実施することを希望する市民は、実施希望申出書（様式第4号）に誓約書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

（市民協働の停止又は取りやめ）

第3条 市長は、条例第9条第1項の規定により提案され、又は第2項の規定により提案した事業のうち市民協働により実施するものが次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について当該事業を実施する市民と市民協働により実施することを停止し、又は取りやめることができる。

(1) 市民協働により実施することが困難又は不可能になったとき。

(2) 前条第1項の規定により提出された協働事業提案書（添付書類を含む。）

又は同条第3項の規定により提出された実施希望申出書（添付書類を含む。）に偽りがあつたとき。

2 市長は、前項の規定により市民協働により実施することを停止し、又は取りやめた場合において、当該市民協働により実施しなくなった事業の全部又は一部について当該事業を実施していた市民に対して市が支払った当該事業の実施に必要な費用等があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（検討委員会の委員）

第4条 条例第11条第1項に規定する池田市公益活動促進検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とする。

2 委員は、条例第11条第2項の諮問の際に、学識経験を有する者、公益活動の促進に係る識見を有する者、市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、その委嘱に係る諮問について審議及び答申が終了したときは、解嘱されるものとする。

(検討委員会の委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 検討委員会の会議は、公開とする。

(検討委員会の庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、市民活動部コミュニティ推進課において処理する。

(検討委員会の運営)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

(基金の管理)

第9条 条例第12条に規定する池田市公益活動促進基金（以下「基金」という。）について、会計管理者は、基金台帳（様式第5号）を設け、その運用状況を明らかにしておくなければならない。

2 会計管理者は、毎会計年度末に基金の運用状況調（様式第6号）を市長に

提出しなければならない。

(基金の積立て等)

第10条 条例第13条第2項の規定による予算に定める額は、市及び条例第2条第3号に規定する中間支援組織（市長が指定するものに限る。以下「指定中間支援組織」という。）に対して前年の1月1日から12月31日まで公益活動の促進のために贈られた寄附金（以下「前年の寄附金」という。）の合計額に相当する額とする。この場合において、同一の個人又は団体からの市又は同一の指定中間支援組織への前年の寄附金の総額が100万円を超えているときは、当該個人又は団体からの市又は当該指定中間支援組織への前年の寄附金の総額は100万円とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、前年の寄附金の合計額に相当する額が100万円を超えているときは、条例第13条第2項の規定による予算に定める額は、100万円とする。

(情報公開)

第11条 条例第19条の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第10条に規定する協働提案事業の概要、実施状況及び評価

(2) 基金の収入額、支出額及び現在額

(3) 基金による助成を受けたものの名称、助成金の額及びその対象となつた

公益活動の内容

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。ただし、第5条の規定は同年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、検討委員会の委員長が未選出、辞任等の事由により未定の場合（第3条第3項の規定により副委員長が委員長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

附 則（平成16年1月22日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている指定管理者の指定申請書は、この規則による改正後の池田市公益活動促進に関する条例施行規則の規定による指定管理者指定申請書とみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第51号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第7条の規定による改正前の池田市公益活動促進に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の池田市財務規則、第14条の規定による改正前の池田市公金事務取扱規則、第24条の規定による改正前の池田市市税条例施行規則、第25条の規定による改正前の池田市収入証紙に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前の池田市立男女共生サロン設置条例施行規則、第33条の規定による改正前の池田市留守家庭児童会条例施行規則、第34条の規定による改正前の池田市立くすのき学園条例施行規則、第35条の規定による改正前の池田市立敬老会館条例施

行規則、第36条の規定による改正前の池田市立養護老人ホーム管理規則、第37条の規定による改正前の池田市国民健康保険条例施行規則、第38条の規定による改正前の池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第39条の規定による改正前の池田市墓地条例施行規則及び第40条の規定による改正前の池田市介護保険条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている書類は、第7条の規定による改正後の池田市公益活動促進に関する条例施行規則、第13条の規定による改正後の池田市財務規則、第14条の規定による改正後の池田市公金事務取扱規則、第24条の規定による改正後の池田市市税条例施行規則、第25条の規定による改正後の池田市収入証紙に関する条例施行規則、第32条の規定による改正後の池田市立男女共生サロン設置条例施行規則、第33条の規定による改正後の池田市留守家庭児童会条例施行規則、第34条の規定による改正後の池田市立くすのき学園条例施行規則、第35条の規定による改正後の池田市立敬老会館条例施行規則、第36条の規定による改正後の池田市立養護老人ホーム管理規則、第37条の規定による改正後の池田市国民健康保険条例施行規則、第38条の規定による改正後の池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第39条の規定による改正後の池田市墓地条例施行規則及び第40条の規定による改正後の池田市介護保険条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式として使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 市長の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前

にされた市長の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作
為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日規則第11号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の第4条第2項及び第3項の規定は、第1条の
規定の施行の日以後に委嘱する池田市公益活動促進検討委員会の委員（以下
「委員」という。）について適用し、同日前に委嘱した委員については、な
お従前の例による。

附 則（令和4年5月25日規則第49号）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第30号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

協働事業提案書

（宛先）池田市長

協働事業提案者名	
協働事業の名称	
協働事業の目的	
協働事業の概要 及び実施体制	
協働事業の実施時期・ 期間	
協働事業の実施費用 （翌年度以降の費用を含む。） ※実施費用を要する場合	
協働事業の実施に当 たり自ら実施する事 項及び市が実施する 事項	
協働することを得ら れる相乗効果	
今回提案する協働事 業と同種又は類似し た事業実施の実績	
その他協働事業の実 施に係る留意点	

協働事業提案者概要書

(宛先) 池田市長

協働事業提案者名 (ふりがな)		役職 (ふりがな)		事務所 なし
代表者の役職 及び氏名				
主たる事務所の 所在地		〒		
担 当 者 連 絡 先	氏名	(ふりがな)		
	住所	〒		
	電話番号			
	ファックス番号			
	メールアドレス			
活動目的				
市内での主な 活動内容				
会員数			会員なし	

- ※ 次の項目を確認し、各項目の□にチェックをしてください。
- ☐ 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者に該当しません。
 - ☐ 役員又はこれに準ずる者は、次のいずれにも該当しません。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - ☐ 池田市から、審査に必要な書類の提出を求められたときは、速やかに提出します。

誓 約 書

(宛先) 池田市長

個人又は団体名
代表者氏名
代表者生年月日
年 月 日

池田市公益活動促進に関する条例（平成13年池田市条例第14号）第9条の規定による市民協働による事業の提案に関して、池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）の規定に基づく池田市の求めに応じ、下記のとおり誓約します。

記

- 1 当団体は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）に該当しません。
- 2 私（団体の場合）にあつては、当団体の役員、職員等（以下「役職員等」といいます。))は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 3 池田市から役員名簿又はこれに準ずる書類（以下「役員名簿等」といいます。）の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、池田市が大阪府警察池田警察署、大阪府警察本部等（以下「警察」といいます。）から要請を受けたときは、池田市が当該役員名簿等を警察に提供することに同意します。

- 4 当団体が暴力団に該当すると警察から池田市へ報告があった場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。

- 5 私（団体の場合）にあつては、役職員等）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると警察から池田市へ報告があった場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。

- 6 業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう管理及び監督をします。また、物品の購入等における契約相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう留意します。

実施希望申出書

（宛先）池田市長

市が提案した事業の名称

--

実施希望者名	(ふりがな)	
代表者の役職 及び氏名	役職 (ふりがな)	
主たる事務所の 所在地	〒	事務所 なし
担当者連絡先	氏名	(ふりがな)
	住所	〒
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	

※ 次の項目を確認し、各項目の□にチェックをしてください。
全てにチェックが入らない場合は、提出できません。
☐ 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者に該当しません。
☐ 役員又はこれに準ずる者は、次のいずれにも該当しません。
ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
☐ 池田市から、必要な書類の提出を求められたときは、速やかに提出します。

基金台帳

年月日	摘要	収入	支出	現在額	現在額内訳			備考
					現金	定期預金	債権	
		円	円	円	円	円	円	

様式第6号 (第9条関係)

基金の運用状況調				
区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	
	円	円	円	

公益活動促進に関する基本的方針（素案）に対する意見

公益活動促進のための基本的方針（素案）のパブリックコメントに対する主な対応

公益活動団体（2件）

区 分	意 見	対 応
II 各 論 4 助成制度 (1) 基金の設置 (2) 助成金の交付 7 その他	「公益活動促進のために市又は市長の指定する登録団体（協議会及び社会福祉協議会）」を「市に登録された公益団体」に改められないか。（寄付金に対するマッチングの対象を全ての登録団体に拡大できないかとの趣旨） 「市に登録された公益活動団体が、対象となる活動に対して助成を申請し」を「公益活動団体より、前年度事業報告と各項目別明細書添付の収支計算書を提出、その資料を審査して助成する」に変更すべき。（前年度の会計処理等が確かな団体に限って助成すべきではとの趣旨） - 職員による公益活動への参加の最終に「そのような職員の活動を支援するものとしてボランティア休暇制度（池田市職員休暇規則第11条の4）があり、職員は、この制度を利用しなければならない。なお、ボランティア休暇制度利用後は、市に報告書を提出し、市民の閲覧に供するものとする。」を追加する。（職員には在職中からボランティアのノウハウを身につけて定年後もリーダーとして活躍してほしいとの趣旨）	- 各団体の活動を支援する中間支援団体を中核に公益活動の促進を図ろうとするもので、特定の領域で活動する個々の登録団体は対象としていません。 - 助成の有無に関らず登録団体は、毎年、これらの書類を市に提出し、市はこれを公表することになっています。 - ボランティアは自発的な活動であり、職員にボランティア休暇の取得を義務づけることはできませんが、ボランティア休暇の取得を促進する観点から、「市は、職員のボランティア休暇の取得状況を公表するものとする。」との文を加えることとします。

公益活動促進のための基本的方針（素案）に対する意見

池田市公益活動促進協議会

区 分	意 見	対 応
I 総 論 1 公益活動の定義 (2) 多様な市民ニーズへの対応 3 公益活動と行政の関わり方 (1) 支援にあたっての基本理念 2 協働にあたっての基本理念	- 公益活動は、非営利活動であるがすべて無償ではない。非営利性と無償性を区別する考え方が必要と考えます。（無償性の言葉は不適切ではないかと考えます。） 「ニーズの多様化が進み」は、市民から行政に対するニーズが多様化しの意味と考えます。 - NPO は、いかにも新しい社会システムのように言われているが、以前からあることで、市ではできないもっと質の良いもの、領域の異なるものを市民はめざしているものであり、その意味でも NPO 支援にあたっていろいろ考えていく必要があると思う。（市は最小限しなければならないことのみを行うべきとの趣旨） - 基本理念が薄められているのに対して「ただし」以下は、非常に強調されている感があり、現実には実体的な支援に対して及び腰な行政の市政が見え隠れするように思います。 「協働」市との協働の協議会是对等の意見を持ち、お互いまじわったり離れたりしながらの関わり方がいいと思う。 - 行政により、財政的支援、情報の提供、施設の提供、行政の持つノウハウ等が円滑に提供されるように。	- 市民会議の提言を引用したのですが、有償ボランティアの活動が盛んになっていることを踏まえ、「無償性（非営利性）」を「非営利性」に修正します。 - 素案も同趣旨ですが、より分かりやすくするため「行政ニーズの多様化が進み」を「市民からの行政に対するニーズが多様化し」に修正します。 - 素案と同趣旨と考えます。 - 後半の「申請」を「自主的な働きかけ」に修正し、団体の主体性を尊重する表現にします。 - 素案と同趣旨と考えます。 - 素案と同趣旨と考えます。

区 分	意 見	対 応
Ⅱ 各 論 2 池田市公益活動 促進協議会 (2) 協議会の役割 3 池田市立公益活動 促進センター (2) 協議会への委託 4 助成制度 (1) 基金の設置 5 事務委託 (2) 委託すべき 事務事業の選定 (3) 委託先公益活動 団体の選定	- 協議会の役割は、中間支援以外にもあり、タイトルは、「協議会の行政に対する役割」とすべきではないかと考えます。 - 管理運営に関しては、条例に位置づけられた協議会が、民意をよく反映できることでふさわしいと考えます。ただし、「公共的団体に委託することができる」と規定している条例との関係を考慮願います。 - マッチングギフト方式の説明 市民、グループ関係者が理解できるよう努めることが大切である。 - 委託事務の選定は、行政側だけが行うのではなく、広く意見を聞き民意を反映させる必要があるのではないかと。 - 委託先については、慎重になると思うが、行政は勇気をもって市民に任せるところは任せるのがよい。そこから、市民は育ってくるものです。 - 公募が原則ではないか、また市民に周知する必要がある。	・P5 3行目「中間支援団体としての役割」を「市に対する役割」に修正します。 ・(2) 協議会への委託 3行目の「期待されることから、」の後に「条例に中間支援団体として位置づけられ、かつ」を挿入し、文意を明確にします。 ・今後とも PR に努めていきます。 ・協議会の意見を求めます。 ・今後の施策の参考にさせていただきます。 ・市と協働する意思を持つ登録団体を対象に公募することになります。また、登録にも協議会の意見が必要です。

区 分	意 見	対 応
全 般	・役所的に書かずやさしく書いてほしい。また、明瞭に、市民にアピールできるように。	・この基本的方針は、市が公益活動を支援し、また、協働する際の指針となるもので、特に、各施策を実施する市役所内部にこの方針が適確に伝わることに期しています。今後、具体的施策を進めていく上で、市民に PR していきます。

市民公益活動促進に関する提言

(池田市ボランティア市民会議)

I. 市民公益活動の社会的意義

近年、奉仕活動、慈善活動と言われている活動に代わり、個人の自発的な意志にもとづく社会貢献活動が活発になっている。これは、高度経済成長期以降、都市への急激な人口流入が地域の価値観を多様化させ、また、福祉国家を目指す行政が豊かな税収を背景に地域の相互扶助的な負担を解消してきたこと。加えて、かつて限りなく成長する企業が家庭を巻き込みながら「企業社会」を構築し、家庭を地域からかい離させたことなどによるが、これらは、一方で、地域の伝統的な価値観にとらわれない新たな人間関係を生み出した。

物質的に豊かな今日、お互い励まし、力をあわせて「家」を守ってきた地域の連帯感の希薄化は、逆に、地縁に頼らずその力を広く社会に發揮し、「くらしがい」、「心のふれあい」、「自己実現」、「こころの豊かさ」など求めている。それらは「人と人との絆」、「心のふれあい」、「自己実現」、「こころの豊かさ」などを求めて、自由で、上下関係や分け隔てのない「双方向」の活動を社会に提供している。地域社会、社会福祉、教育・文化・スポーツ、環境保全、国際分野等に及ぶこれらの活動は、阪神・淡路大震災を契機に急速な高まりをみせている。

今後、増大した余暇、ゆとりある生活のもと、これらの活動が新たなサービスを生み出すことで、多面的で、多様な価値観をもつ社会を創出し、また、行政と競合する中でサービスの淘汰、再編を進め、肥大化した行政サービスの見直し、「小さな行政」への移行、さらには市民が行政施策に対して客観的評価を下す時代をもたらす。

経済成長が停滞する中で、また、分権型行政、市民参画行政の潮流の中で、今、「共感」や「価値観の共有」を基軸にした住民の手による社会的な取組みが目まぐるしく行われているところである。

II. 市民公益活動とは

市民公益活動は、一般的に自発性（自主性）、無償性（非営利性）、公益性（公共性）を有する活動だと言われているが、定立された概念があるわけではない。社会活動の担い手には、税を主な財源とする行政セクター（第一セクター）や利潤の追求を目的とする企業セクター（第二セクター）がある。行政は、公共性や公益を目的に平等、公平に画一的、平均的なサービスを、また、企業は私益を目的に機動性に富み、対価に応じたサービスを社会に提供している。しかし、これ以外にも利潤の追求を目的としない民間の非営利な活動がある。これらは、全体として機動性に富んだ、個別、多様なサービスを社会に提供しており、民間の非営利な組織が集まったセクターという意味でNPOセクターとか、行政、企業につづく三番目のセクターという意味で第三セクターと呼ばれている。

殆どの市民活動はこのセクターに区分されるが、この中で、特に公益性が高い活動を一般的に社会貢献活動とか市民公益活動と呼ぶ。この「公益」を特定非営利活動促進法（NPO法）では、

会員を特定して相互に助け合う互助的な活動（共益）や個人（自己）のためにする活動（私益）ではなく、広く、「不特定かつ多数のものの利益」と規定している。しかしながら、この「公益」という概念は、時代の移り変わりや価値観の変化にともない変遷していくもので、その時々、個々、具体的な実態に照らして判断する外ないのである。

本提言においては、市民活動がこれらの概念に関わりなく個人の趣向性や生活の視点から横断的に展開されていることを考え、この定義に準拠しつつも団体の形態、活動目的、活動内容を総合的に勘案し、むしろ公益活動が促進される方向で「公益性」を促していくことが望ましいと考える。

III. 市内の市民公益活動団体の現状

市内で市民公益活動を展開している組織は、法人格を取得しているものや、単にグループ活動にとどまるものを含め、おおよそ120団体あり、この外にも、市や既存の組織に関わることなく独自に活動するものも少なからず存在する。そして、これらの団体の中には、指導者の不在や団体内の「思い」の違いにより、活動の停止や分離を繰り返すもの、また、新たな活動に転換するものなどがあり、その実態は、なお、流動的である。

平成11年11月に実施した調査（回答71団体）では、団体の8割が昭和50年以降に設立されており、その多くは行政、公益法人、団体などが主催する講座やセミナーの受講、または、それらによる直接的な呼びかけが動機となっており、文化行政、生涯教育等の果たした役割は大きいものがあつたと推測される。

これらの団体の活動は、公益活動に限定されることなく、私益、共益活動をも包含した、日常生活での横つなぎの視点やふれあいの視点で活動しているところが大きな特徴となっている。そして、団体の7割が会則など公的形式性を備えた自律的な組織を有し、また、全体の6割が何らかの登録先を持ち、そこから情報や資金などを得ながら活動している。

市民活動団体実態調査結果（省 略）

IV. 市民公益活動をとりまく環境整備のあり方

環境整備のあり方については、人、もの、資金、情報などの観点から検討を加え、別に市との協働のあり方について考察した。

1. 環境整備のあり方

市民公益活動は、その社会的な目的、夢が求心力を求めて組織化され、具体化されていくのであるが、しかし、このようにしてできた組織も人間のライフサイクルに似て、自立化、活性化、サロン化、形骸化の道を歩む。そして、機能しなくなった団体は消え去り、また、その後に新しい「思い」が起こるという淘汰を繰り返す。そういう意味では、それぞれの段階に応じた環境整備や支援が求められるが、しかし、これらの現象は団体という組織体にとらわれているために生

じてくるものである。

環境整備のあり方については、市民公益活動団体が社会的に影響力を与えている活動の公益性や公共性に着目するとともに、「本来、市民活動、NPOの支援はNPOセクターによってなされるべきである」という一般原則を損なうことなく、言い換えれば、直接団体に干渉することがないよう、間接的、側面的に支援することを考えねばならない。

このような観点から、行政による支援には、活動の自発性（自主性）、取扱いの公平性（公正性）、支援手続きの公開性（透明性）を保証していくとともに、その活動の公益性を尊重し、さらには、支援が税でなされていることを十分認識して行わなければならない。今後、団体への支援は「自立支援」というよりも、むしろ、公益活動が活性化するよう、また、その活動意識を高める方向でなされることが重要と思われる。

(u) 人

各団体の課題で目につくのが「人」である。その主なものをあげると、「後継者不足」、「会員の固定化」、「会員の高齢化」、そして「特定者に責任が集中する」、「リーダー不足」などとなる。

そこには、身近に活動の機会がない、募集しても若い人を活かす場がない、仕事等のために活動に専念できないなどの理由があるが、これらの状況は、団体に新しい応募者がない限り、また、活動が会員（活動員）の年齢に応じて変化しない限り、その活動を維持できないことを示している。

しかし、既存の団体の多くがセミナー等を受けてグループ化されたことを考えると、人々をひきつける上で講座等の開催は引き続き重要であり、加えて、学校での授業等に公益活動を組み込み、また、高校生、大学生にも積極的に参加をよびかけ、さらには、ボランティア休暇の普及に対応して勤労者を活かす場をつくることが必要となってくる。

そのためには、団体自身も新たなプログラムを開発し、併せて、活動への参加を促すムードづくりと、このような人々を受け入れる態勢づくりが急がれる。

一方、若い活動者を育成するために、独自に、講座、研修会を持つ団体もあるが講師代等に苦慮しており、また、市の主催する研修会では、参加が役員の役割として捉えられ受講者が特定化してしまう傾向がある。これらを解消する方法として、地域で汗を流している活動者に講師を依頼し、互いにそのネットワークを広げていく、また、主催は団体、資金助成は行政、企業セクタといった共催による解決方法も考えられる。

いづれにせよ、目的や活動が異なる団体で一緒にはいかないが、同一分野内においても横のつながりが少ない現状を踏まえ、これらの団体が一堂に集まる「催し」を行い、交流を通じて意識を高め合い、また、人材を発掘していく。お互いの経験を共有し、活動を活性化させるという視点も必要である。

将来的には、団体を組織的にマネジメントする力量を持つ人材と市民の参加などをコーディネート

ートする人材の養成は不可欠となろう。

また、リーダー不足についても、団体内で特定の責任者に事務、責任を集中させてしまう（任せきりになる）傾向があり、その負担ゆえにやり手がなくなっていくという現実がある。その裏には、顔見知りによる活動員の補充や団体発足時の「思い」へのこだわり、活動の情性化、役を手放さない自己保身などが新しい活動員の「思い」、「やる気」を封じるといった実態もあるだろう。しかし、それ以上に個々の活動員に使命や役割が与えられていないこと、全てを抱え込んでしまう日本的責任感のあり方にかかるところが大いと思われる。

組織によっては役員に過重な責任を負わしていることがあり、団体を分化させたり、小さな団体を多数つくることによって個々の負担を軽くし、また、それをネットワーク化することによって、小回りがきき、同時に、大きな事業も展開できる活動が可能となる。このように大きなリーダーよりも小さなリーダーの道もある。50人或いは100人に一人あるかどうかといわれる貴重な人材に、それに必要な研修等の場や他団体との交流の場を与え、じっくりと育て上げていく必要がある。

一方、活動を受ける側の問題として、なかなか心を開いてもらえないという状況がある。市民公益活動は、その対象者にお礼の言葉を求める活動でもなく、まして、ストレスを与えるものでもない。市民公益活動にあつては相手の人権を尊重するとともに、双方向の「心のふれあい」が必要であり、活動の原点が「楽しみながらする」ものなら、当然、相手にも「楽しみになる」ような活動方法が求められる。今後、行政、企業、団体が互いに持つ人的、物的ストックを共有化し団体自ら研鑽できるよう、また、活動について広く理解を得るよう社会に働きかけていく必要がある。

さらに、活動の需要と供給を調整したり、義務感にさいなまれている活動員をねぎらうコーディネート（カウンセラー）的な人材の育成や活動に伴う専門的な技術、知識を提供する人材を確保し、活動の質を高めていくことも重要である。

（定年後の男性の社会参加）

これらと少し観点が異なるが、市内の公益活動の多くは女性で支えられている。しかし、夫の定年により、地域の一員として活躍してきた女性は、再び、家庭に縛られ、時には、ライフスタイルの急変により、重いストレスを受け、活動に復帰できないこともある。

長年、会社人間、企業戦士として働いてきた男性にとつて、社会参加、特に、対等を旨とする地域活動には居場所も無く溶け込みにくいものがある。既に企業においては、定年前に社会参加の講座を持ち、社員を家庭、地域に戻す試みもある。しかし、日頃から、地域の具体的な活動を目で見て、理解させるよう女性がフォローしなければいつまでも会社人間のままだいかねない状況もある。

これらのことは、男性自らが意識を改革していかなければならないのだが、そのきっかけづく

りのためには、地域の中に気の合った男同志が語り合える場や身近な活動の機会と心許せる仲間からの誘いが必要である。

(2) 活 動 資 金

市内の市民公益活動団体の多くは、財政規模が年間３０万円以下の上部組織や下部組織を持たない草の根団体で、しかも、地域の支援もなく、活動の無報酬性を唱えたボランティアグループとして発達してきた。しかし、今後、活動を継続し「思い」を遂げるためにも、また、利用者に継続的な活動を約束するためにも、活動員に交通費等の費用を弁償できるよう自主事業の拡大や有償活動も視野に入れておかねばならない。

さらに、活動成果を地域に問う形で地域との連携を深め、今後、積極的にサポーターづくりをすることも必要となろう。

① 補 助 金

市民公益活動は、本来、市民の「思い」でなされ、補助金に頼ることなくその活動が継続されるべきものであるが、現実には、補助金は団体にとって会費に次ぐ重要な資金源となっている。しかし、このような補助の中には、「組織維持のための補助」と思われる一律的で慣例的な補助があり、かえって不公平感を招いているものがある。今後、団体への補助は、活動の公益性、活動意欲、影響力などを考慮し、活動内容そのものに対してなされるべきである。ただし、団体に加入していない者とのバランスも考え、また、納税者の立場から、それが有効利用されたか否かが公正、中立、横並びに評価される仕組みも必要となろう。

また、これと観点は異なるが、補助金に代わるものとして、公共施設を収益事業や会員獲得事業に開放する方法があり、さらに、行政、企業、市民有志による寄付の受け皿として基金を設置し、そこから一定のルールのもとに市民公益活動に財政支援していく方法などもある。

② 寄 付

企業や市民から寄付を受けている団体は少ない。それは、社会貢献活動をする企業が増えたものの、まだ、寄付の相手方としてＮＰＯの認知度は低く寄付の対象とは認められないこと、また、寄付をしても次の収益に結びつかないためだろう。営業利益の一部を寄付という形で引き出す以上は企業のメリットをも考慮し、さらに、企画書、事業計画書の提出や事業実施報告をするなど、団体自身も、社会的信用を得る形で対応すべきである。また、企業としても寄付に対する考え方やその対象分野などを予め知らせ、その企業姿勢を世に示すことも大切である。

これらのことは、市民に対しても言えることであり、その寄付が有効に活かされたことを寄付者に報告するなど運営の透明性を自ら確保していかなくてはならない。

また、この外に、企業が持っている設備、備品、商品の提供や金融機関によるＮＰＯ法人への低利貸付など、その事業に応じた幅広い支援が考えられる。このような企業による社会貢献的な

活動には、会社と地域社会との共生という外に、会社を構成するものもまた「人」であり、会社の利益だけではなく、広く社会のために業を営んでいるのだと、また、消費者という人によっても支えられているのだという視点が必要かもしれない。

(3) 場 所

① 拠点整備

団体の事務的な作業場所として既存の公共施設の使用が最も多く、次いで会員宅となっている。しかし、使いやすい場所に人と人のネットワーク化を可能にする「ふれあい」の場が必要である。活動する側と活動を受ける側をコーディネートする場、各団体が情報交換をする場、市民と活動者が相談をする場、電話、配送物の取り次ぎをする場、団体を支援する場としての総合的な窓口が必要であり、機能を集中させることによって統制するのではなく、情報や人を流れやすくする体制を整える必要がある。

通常、これらの活動は財団を含む中間支援組織が行うことがふさわしいが、本市にはそこまで実力の備えた団体等は見当たらず、その設立、インフラの整備や運用は、行政や企業の支援無しには不可能と思われる。

このように拠点とは、施設と活動を支える者の総体をいうのであるが、その整備は、単に建物にとどまらず人を介して人材育成、調査研究機能、ＮＰＯ評価機能などを備える、さらに、ネットワーク支援機能としてボランティアだけでなく民生委員児童委員等にも幅広く使ってもらえるようなものであることが望まれる。当然、これらの機能を果たすためには、コピー等印刷関連機器、ＦＡＸ、パソコン等通信機器など総合事務所としての諸設備が必要とされる。

既に、他市のＮＰＯセンターの中には、行政の規制に縛られず、各団体が集まり自ら組織、運営しているところもある。申込み等の事務手続きの簡略化、団体の話し合いによる独占利用、時間帯を定めないフレキシブルな利用、申込み重複時の他施設幹旋などの外に、活動者にとっては単に会議室としてではなく、作業をする場、昼食のとれる場など常識内の自由利用ができる市民の目から見た規制の少ない運用が求められる。

② 活動場所

一方、団体等の活動、催しもの、講習の場として、学校等の休日開放、既存施設の整理にともなう余剰施設の活用などが考えられる。特に、家賃に困っているＮＰＯ法人等の事務所や物品の置き場所として利用の余地がある。

現在のところ管理費を自己負担して活動する団体等は見当たらないが、一つの地域で団体が集まり試験的に実施することも考えられる。しかし、これらの施設の使用については広分の危険負担が求められ、使う側・貸す側双方に事故に備えた保険加入等が必要である。

また、市内には、食事づくりをしながら多人数で集える山の家のような室内施設が少なく、また、野外で行事をするについても、トイレなど設置されるべき設備が不足しているところもある。

既存施設の整備も併せて考慮すべきであろう。

(4) 情 報

従来の市民公益活動団体の多くは、行政及び社会福祉法人などのつながりの中で発展してきたため、その統割り組織の影響を受け、異分野間の交流は少ない状況にある。それゆえ、主な情報源は、関係組織、市、そして関係者からの口コミとなっている。

そこでは、活動者の募集が口コミでなされ、また、活動者の知識、技術の向上が講演会への参加や独自の研修会を通じて行われており、人そのものを媒体に情報ネットワークが形成されている様子がうかがえる。このような実態を踏まえると、団体内の連絡はもちろん、横の連絡や異分野間の連絡に必要な口コミの場として、情報拠点の整備は急務である。

今後、活動を幅広く市民に理解してもらうためにも、広報誌の利用、情報誌の配布、公共施設での掲示板の相互利用、ホームページの開設等多様な広報手段・媒体が求められる。さらに、これらの発信に関わっていくとともに、市民に必要な団体の情報を一元的に登録管理し、絶えず更新するなど情報整理をする仕組みも必要となる。

(5) 制 度 (組 織)

行政は、ピラミッド型の効率的な内部機構を持ち、また、セクター全体もピラミッド型に構成されている。かたや、企業にも同様の内部機構があり、セクター全体が多重的、多層的に構成され多様なサービスを提供している。

一方、NPOセクターには専従スタッフ（職員）を持たない団体が多い。それゆえ、組織的には活動員がそれぞれ対等な関係で結ばれており、指示系統にあいまいさがあるものの、逆に、個性を殺すことなく、多元的で多様な価値観のもとに活動をしている。

これらの特質は、NPOセクター内の制度、組織を検討する際、重要なものとなる。つまり、セクター全体をピラミッド型ですみわけをすると多様な市民の活動を一元的な価値観で集約したり、団体間の競争をなくし全体として不活性な状況をつくりだすことがある。既に用を成さなくなった団体がいつまでも生き残り、新たな「思い」を持った団体の結成を駆逐してしまう。

NPOセクターが活性化するためには、それぞれの「思い」を持つ団体が多重的、多層的に存在し、競争することによってよりよいサービスが社会に提供される仕組みが要る。お互いの価値観を認め合いながらもより優れたサービスが残っていくような、NPOセクター自らの手による組織づくりが原則である。

さて、これらのことを考慮しながら活動を促進するため、制度化、組織化が急がれる仕組みがある。これらの内、最も重要なものとして、公益活動の需要と供給を取り持つ仕組みがある。常時、相談窓口的なものがあり、活動希望者が常に入れる団体を登録し、リアルタイムで情報を替えていく。また、団体への活動要請が常に切迫した状況のもとに来自るため、それに「迅速」に対応していく仕組みも必要となってくる。さらに、専門的な知識や技術を有する人材を拠点にス

ック（登録）する制度も活動の活性化、専門化には欠かせない。これらの機能は、市内だけでなくどまらず各団体の活動領域に応じて広域的に調整される必要がある。

一方、市民公益活動は、企業にとって直接メリットをもたすものではないが、社会貢献活動を行う企業、団体と関わりのある公益法人、市、そして団体などが独立した組織を設け、交流を図る。あるいは、広域的な連携を確保し、情報を伝え合っていくといったセクター全体のネットワーク化の中で企業の連携、協力のあり方が模索できる。

さらに、市についても社会に役立ちたいと思っている人々を受け入れる窓口を設け、その仕事に熟知している部門が企画した協働のプログラムを推進していく。例えば参加が少なくても各分野で回を重ねることによってその経験がいかされていくと思われる。

2. 市との協働のあり方

近年、パートナーシップの日本語訳として「協働」という言葉が使われる。これは、共通の目的に向かって行動する組織間の連携という意味合いで、共通の利益や関心を持った団体、組織等がそれぞれ持っている時間や能力を相互に活かすという協力関係でもある。

本来、市民活動は独立した「意志」と「責任」を担える組織となつてはじめて社会的に認知され、また、受け入れられていくものと考えられる。このことは、公益的な活動を行う団体にも言えるのであるが、その活動が行政に近いところで行われることも多く、その「思い」はしばしば行政の施策と重複し、渾然一体となる。しかし、行動原理や質の異なる活動であることをお互い理解すれば、協働に際しては、市の財政改革の一環として、また、行政の下請けとして、さらに「動員」要員として、合意なしに行政のシステムに組み入れられるものではない。

(1) 協 働 の 精 神

市民公益活動は自発的なもので、市との協働についても、その活動はあくまで個人によってなされるという視点が必要である。そして、その内容も義務として拘束するのではなく、楽しみながら続けられる方法が求められる。単に、無償の労働力だということでは本来市のやるべき事を転化しないように留意すべきであり、それについての職員の意識改革も求められる。

また、市は、協働を強要する形で団体に干渉していくのではなく、協働に関わる情報を積極的に開示し、予め団体を募る、団体も主体性を持って市の協働を引き出す姿勢が大切である。

このように、目的を一緒にする協働は、双方が独立した対等な立場のもと、相互に理解し合うことによって成るものであり、その活動の成果は、NPOセクターの行動原理を踏まえた上で評価されなければならない。

(2) 協 働 の 範 囲

市の業務を丸投げにするのではなく、本来、市が専門的に行うべき業務と団体に委ねられる業務の別があり、その業務を熟知している関係部課が協働のプログラムを開発していくことが大切

である。場合によっては、団体と業者が取り扱う業務のすみわけも必要となるが、市の財政状況等からみて業者発注が不可能なら、団体が出来る技術の範囲で協働すれば、そこには自ずと質的、量的に一定のボーダーラインが生じ、業者を圧迫することにはならない。今後、実績を重ねることによって協働の範囲が明確化され、歩み寄ることができると。

(3) 機会、場の提供

ボランティア活動をはじめとして公益活動をしたと思う人は多いが、気軽に参加する機会がつかめない。市が、公園などの施設管理を募集すれば、男性の活動者を掘り起こすよい機会となる。初めはその活動が本人の「思い」と異なるものであっても、月に一度、気軽に参加できる機会を設けることによって次につながる。市民の協力したいという気持ちを汲み上げる意味で、市も、公共施設を積極的に開放していくべきである。

ただ、これらの活動も個人レベルでは気恥ずかしさを覚えることもあり、作業をグループ化したり、統一された帽子等により市の協働者であることが認知されるような配慮がいる。

また、市が団体と協働するためには、市がテーマを提供して新たな団体の結成を促す方法と既存の団体に呼びかける方法があるが、自主性を損なわないよう、特に、後者については「動員」にならないよう留意が必要である。

(4) 責任の所在

市が団体と協働するに際しては、これらの活動が制度として抱え込まれないよう、活動するものの「主体性」、「自律性」が尊重されなければならない。特に、参加回数が求められる形で協働がなされると、個人的なレベルで「楽しみ」が「重荷」、「辛さ」に変わってしまうことがある。ボランティアな活動は、常時、駐在して活動してもらえない保証もなく、ある時期、突然、やめるということも起き得る。言い換えれば、市の最低保証のもとに団体との協働が成り立ち、最終的に、市は管理者としての責任が必要となることもある。当然、団体も、約束という社会ルールは守らなくてはならないが、活動員の管理上、特に必要が無いなら契約書など個人的に精神的な負担となる手続きは避けたいところである。むしろ当分の間は、市が最低すべき業務の上に、多様な付加価値を付ける活動、その効果を高める活動と捉ええる方が両者のリスクは少ない。

一方、活動員個人も活動場所での対応にとまどったり、義務感にさいなまれたり、また、家庭との狭間で悩みなどが生じる。これらについても、協働する市、団体双方に「ねぎらい」や「相談の場」が確保されていることが望まれる。

(6) 事業委託

現在、市業務の見直しの一環として民間企業への委託が進められているが、NPO法人及びそれに近い組織的な団体への委託はほとんど進んでいない。

NPO法人等にとっては、これら行政の目の届きにくい部分でフォローをするという役割もあ

るが、市としても、委託したい分野、将来、委託を進めたい分野を明確にし、その上で地域密着型の施策が成せるなら競争力の弱いNPO法人等のために随意契約による協働を打ち出すべきである。

ただ、起こり得る究極のことがらや将来予測できないことを議論すると、やろうとするよりもそれに反対する意見が必ず勝ってしまう。枝葉の問題でなく、大きな問題から一つずつ掘り下げていく市やNPO法人等の姿勢が大切である。特に、業務委託については、それを受けるNPO法人等にも市民サービスを下させないという責任の一端を担っているのだという責務がある。

V 終わりに

市民一人ひとりが「くらしがい」を見つけることによって、年齢に関わらず、安全に心地よく生きて行ける世界が生まれる。

そこには、企業セクターが行う社会貢献活動、NPOセクターが行う日常生活から見た社会問題の解決、そして行政セクターが行う画一的で平等な施策が相まった豊かな市民生活がある。

このようなセクター内外の多様性を守り育てることで、次世紀、社会が環境変化に耐え得る体質を獲得することにつながる。しかし、一方で、公益活動の成果をどのようにして測るのか、また、団体は、それぞれが取り組む社会的な課題から、いつ、どの段階で手を引くのかといった問題も抱えている。使命を明確にすることで組織が固まり、一人ひとりが専門化していくのだが、また、その使命も常に変わっていく。

このような市民公益活動の多くは日常生活の延長線上でなされており、そこでは、それぞれの活動員が家庭的な人間関係で結ばれ、経済活動などとは違った、また、別の時間が流れている。その中で繰り広げられる活動は、する側、受ける側双方に得るものがある心の活動であり、「意欲」が絶ての活動の源泉となる。言い換えれば、共に「生きる」、「共に「輝く」活動ということができる。大きな意味で、これらの活動に対する支援は、「やる気」を育む環境整備ととらまえることもできるだろう。今後、NPOセクターが成熟していくためには、多くの人の力と歳月を必要とするが、「自発的」、「自己責任」というものが草の根団体の根本的なところにあり、まず、これらのボランティアアマインドが確保されなければNPOセクターは本来の意味で発展はしない。

このことから、市としても直接的でなく、間接的に、側面的に、小さな行政の目で支援し、情報収集力の弱い住民やNPOセクターのために、声の大きい一部の意見だけではなく、サイレントマジョリティーといわれる声を上げない大多数の市民、団体が議論できるような、声なき声が目覚めてくるような積極的な情報を公開することが求められる。そのような中で各団体はその社会的課題にどのように関わっていくのか、自らの良い部分だけでなく自らが持つ危険性も含む悪い部分をも公開し、議論していくことが、ひいては、住民に「新たな市民」としての意識の醸成を促し、市民の手による「まちづくり」につながるのではないかと思われる。

我々、委員一同、この20世紀最後の提言が21世紀に華開くことを心から願うものである。

(資料)

ボランティア市民会議委員名簿

ダイハツ工業(株)	大川 秀 樹
日清スポーツ振興財団	相 子 清 造
千里国際情報事業財団	岩 田 誠
	早 川 正 人
(社)福)池田市社会福祉協議会	畑 田 美智子
	川 崎 宏
(社)池田青年会議所	堀 内 要 佐
ボランティアグループ池田	廣 芝 佐代子
池田サラーママンOB会	豊 田 富 彦
池 田 市 体 育 連 盟	三 代 俊 明
池田ホームステイ友の会	中 村 博 子
池田市子ども会育成連絡協議会	明 石 巧
池田市老人クラブ連合会	西 岡 弘 猪
	飯 田 知 義
池田市ボーイスカウト連合育成会	葛 野 明 規
池田市ガールスカウト協議会	寺 戸 悦 子
市 民	伏 見 章 子
	渡 瀬 芳 子
	織 田 道 念
	真 多 勇 夫
	川 田 陸 雄
	築 山 芳 司
池 田 市	新 田 一 郎
	(会長) 梶 田 清 一
事 務 局 (市 民)	(運営委員) 坂 口 牧 子
	(運営委員) 植 村 桂 子
(池 田 市 職 員)	田 宮 義 直

ボランティア市民会議

第一回	H11.11.5	ボランティア市民会議について 市民活動団体実態調査について 今後の会議の進め方について
第二回	H11.12.10	市内の公益活動団体の報告と懇談 池田日本語ボランティア友の会 友 愛 訪 問 グ ル ー プ 民間デイサービス 季楽会 三輪壽美子 三谷 豊美 帆足 武子
第三回	H12.1.28	市民活動団体実態調査結果について
第四回	H12.2.25	講演(箕面市の取組み)人権文化省次長 重松 剛 市民(公益)活動団体の現状と課題
第五回	H12.4.18	市との協働について 活動資金の支援について
第六回	H12.5.23	活動拠点の整備・運用について ボランティアの育成について
第七回	H12.6.23	ボランティアの場の提供について 市民意識の醸成について 原理、原則について 市民公益活動を促進する為に 市との協働を確立する為に
第八回	H12.7.25	提言書(素案)について
第九回	H12.8.18	提言(案)について
自主ワーキング		
第1回	H12.6.16	NPOセンターの運用と利用
第2回	H12.7.17	提言書の作成
第3回	H12.7.24	提言書の作成
第4回	H12.8.11	提言(案)作成
そ の 他		
ボランティア・市民の集い 箕面市非営利公益市民活動促進委員会傍聴		
	H12.4.8～9	五月山 参加19団体 (自由参加)
	H12.4.25	箕面市